

和歌山県警察保護取扱規程の制定について（例規）

（最終改正：令和6年5月1日 生企第32号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第3条に基づく保護を適正に行うため昭和33年4月25日、和歌山県警察本部訓令第11号を以て、和歌山県警察保護取扱規程を制定し、来る5月1日から実施することとしたから、次の事項に留意の上、適正な運用を図られたい。

記

1 この規程の目的（第1条関係）

この規程は、警察官職務執行法第3条及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「法」という。）第3条に基づいて警察官が行う保護について、その取扱上の準則を定め、保護の適切な運用を図ることを目的とするものである。

2 基本的な心構え（第2条関係）

警察官職務執行法及び法に定める保護は、要保護者自身のために行われるものであって、被疑者である被留置者とは、根本的にその性格を異にするものである。したがって、取扱いについては細心の注意をもって当たり、いやしくも人権を侵害することのないようにすること。

3 保護の責任について（第4条関係）

(1) 第4条に定めるとおり、保護についての責任者は保護主任者である。保護を担当する課の長とは、具体的には各警察署の生活安全事務を担当する課長である。

(2) 保護主任者の任務は

ア 報告を受けた要保護者に対する保護の要否の決定

イ 要保護者の保護場所の決定

ウ 家族その他の者に対する身柄引取方の手配

エ 危険物の確認保管

オ 要保護者に対する処遇の適正

カ 保護の解除、身柄の引渡し

キ 関係機関に対する通報

等、保護の開始から終了まで、保護取扱いの全般について署長を補佐し、職員を指揮監督して保護の実施に当たる責を負うものである。

なお、第4条に規定するように、保護室に収容した要保護者及び保護室の管理についても、保護主任者は全般的にその責を負うものである。

(3) 保護主任者不在の場合とは、退庁後又は休日の場合と疾病、出張その他の事故で不在の場合とが考えられるが、前者については当直責任者が、後者については警察署長の指定した者が、代わってその職務を行うこと。

なお、不在の場合における代行者は、あらかじめ指定しておくことが望ましいが、この場合は、保護事務担当の係長又はその他の生活安全事務を担当する係長等が適当であると思われる。

4 関係簿冊の処理（第5条関係）

- (1) 保護取扱簿は、その署において取り扱ったすべての保護について、保護事務を担当する係又は保護取扱者によって、その経過を記録するものとする。
- (2) 要保護者を保護する場合は、保護事務担当者又は保護取扱者によって基本的事項を記入した上、看守者に引継ぎ、事後保護中の事項については、看守者が記入するように扱うこと。

(3) 保護取扱簿の記載

ア 保護の理由欄には、要保護者発見の日時、場所、発見当時の状況等、保護を必要と認めた具体的状況を記入しておくこと。

イ 保護の場所欄には、〇〇病院、××交番等具体的に記入しておくこと。

ウ 保護の期間欄中、保護開始日時は、実際に保護に着手した日時を、保護終了日時は、当該保護を解除した日時を記入しておくこと。

エ 保護終了後の身柄措置欄の引渡し先は、個人にあっては住居、職業、続柄、連絡先及び氏名を、関係機関にあっては、所在地、名称及び引受者の官職、氏名、連絡先を記入しておくこと。

オ 保護開始当時の外傷等の状況は、軽微なものであっても、その部位、程度を詳細に記入しておくこと。

カ 備考欄には、家人その他引取人に対する連絡の状況、事故及び危害の防止のため要保護者の行動を抑止するための措置を講じたときはその状況等を記入しておくこと。

(4) 要保護者看守勤務日誌の記載

ア 要保護者を警察施設内において看守する場合は、要保護者看守勤務日誌を作成すること。

イ 策定した看守勤務計画は、勤務計画欄に明記すること。

ウ 看守勤務計画に変更が生じた場合は、動静監視に間隙が生じないように留意するとともに勤務計画欄に赤字で修正を加えるなど、警察が執った措置を確実に記録すること。

エ 保護主任者は、看守状況を把握し、事故防止のための必要な指示を行うとともに、監督巡視時間を監督巡視欄に記載すること。

オ 保護解除までの間に発生した保護バンドの使用等の特異事項は、特異事項等欄に記録すること。

5 保護の手続（第6条関係）

- (1) 第6条第1項の警察官とは、保護事務担当の係員のみならず、全警察官を指している。
- (2) 「必要な措置」とは、保護目的達成のため、保護主任者の指揮を受けるまでに必要な応急の救護、危険物の確認等、保管保護の実施に必要な措置をいう。

- (3) 保護場所は、要保護者の年齢、保護当時の状況等に応じて、保護室、宿直室、駐在所、交番、病院、救護施設等適当な場所を選定すべきであるが、やむを得ない事情が存在する場合を除いては、次の基準により措置するのが妥当であるとする。

ア 警察官職務執行法第3条第1項第1号及び法第3条に該当する者（精神錯乱者、泥酔者）は、保護室において保護する。

イ 同法同条同項第2号に該当する者（迷い子、病人、負傷者等）については、保護室以外の場所において保護する。

6 事故及び危害の防止（第7条関係）

- (1) 手錠の使用は、原則として保護の着手又は同行の場合に限るものとし、使用に当たっては、手錠は直接身体に使用して行動を制限するものであること及び一般的には被疑者に使用するものであることに留意し、真にやむを得ない場合に限り使用すること。

なお、手錠の使用により、要保護者が負傷することのないように配慮するとともに、可能な限り、衆目に触れないような措置を講ずること。

- (2) 保護バンドの使用は、保護室内に限るものとし、使用に当たっては、警部補以上の幹部の立会いの下、2人以上で装著作業を行い、使用は必要最小限にとどめ、長時間にわたることがないように留意すること。

7 危険物等の保管（第8条関係）

- (1) 第8条第1項によって、要保護者が危険物を所持しているかどうかを確かめることになっているが、この検査を被疑者に対する身体捜検と同意に解することは妥当ではない。

あくまでも、本人の保護に必要な限度において実施すべきであるが、自他に危害を及ぼすおそれのある物品は細心の注意をもって発見することに努めるべきである。

- (2) 危険物の保管は、要保護者の保護を円滑に実施するために行うものであるから、危険物を発見した場合においても、要保護者に任意に提出させるのが原則であるが、精神錯乱者、泥酔者等については、たとえ拒否したとしても、正常な精神状態下における意思表示とはいえないから、承諾がなくとも保管し得るものと解される。

- (3) 保管した危険物が、その物の所持が法令により禁止又は制限されているものであれば、当該法令に準拠して措置すること。

- (4) 金品の保管は、要保護者の財産に対する保護の見地からなされるものであり、危険物の保管とはその趣を異にしていることに留意すること。

- (5) 保護主任者の立会いなく、危険物又は金品を保管したときは、事後遅滞なく、保護主任者が取扱者とともに当該保管状況を確認すること。

- (6) 危険物又は金品は、あらかじめ警察署長が指定した施錠設備のある保管庫に、要保護者ごとに分類して保管し、保管中は確実に施錠すること。

また、保管庫の鍵は保護主任者が管理し、保管中の危険物又は金品の入出庫は、保護主任者の立会いの下で、複数の警察職員により行うこと。

- (7) 危険物又は金品の保管、返還その他の取扱いにおける品名、数量等の確認は、複数の警察職員により、可能な限り要保護者の面前において行い、その取扱いに疑惑を抱かせることのないよう留意すること。

なお、危険物又は金品の確認を要保護者の面前で行えなかった場合や危険物又は金品の返還時に、受領者にその物を確認させ、氏名の記載を求めたものの、受領者がその求めに応じなかった場合は、保護取扱簿の「備考」欄にその状況を記入するとともに、写真撮影などによりその状況を明らかにしておくこと。

8 通知、手配、引継等（第11条関係）

- (1) 第11条第1項の責任ある引取人とは、保護を適切に行うことができる家族、知人等

を指す。

- (2) 引取人のない要保護者とは、次に掲げる者をいう。

ア 調査の結果、責任ある引取人のない者

イ 要保護者の状態から、その身元の確認ができない者

- (3) 引取人のない要保護者は、警察官職務執行法第3条第2項の規定によって関係機関に引継ぐこととし、その引継先は次に掲げるとおりとする。

ア 迷い子等（18歳未満の行方不明者を含む。）については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条第1項により福祉事務所又は児童相談所

イ 病人、負傷者、身元の確認できない者等については、生活保護法（昭和25年法律第140号）第19条第1項、第2項若しくは第6項又は行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第2条第1項により知事又は市町村長

- (4) 精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を保護したときは、第11条第3項により知事に通報することにより、必要に応じ厚生労働大臣の指定する精神保健指定医の診察を受けることとなるが、その結果、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条及び同法第29条の2に規定する入院措置がとられた場合は知事に引継ぎ、入院措置がとられなかった場合は第11条第1項又は同条第2項により措置すること。

要保護者に引取人がおらず関係機関等に引き継いだ際、「引取（渡）人氏名簿」欄へ氏名の記載を求めることができなかった場合は、引き渡した関係機関等の担当者の人定事項等を聴取しその経緯を保護取扱簿の備考欄等に明記しておくこと。

- (5) 保護したためいてい者がアルコールの慢性中毒者（精神障害者を除く。）又はその疑いのある者であると認めたときは、第11条第4項により最寄りの保健所長に通報し、症状の改善に向けた支援を行うよう求めるとともに、過度の飲酒が個人的及び社会的に害悪を及ぼすことを防止するため、要保護者、引取人等に対し、医師の診察を受けるよう勧めるなど、必要な助言を行うこと。

9 保護期間の延長（第12条関係）

第12条の規定は、警察官職務執行法第3条第3項に基づくものであるが、保護期間の延長は、最小限度の時間に止める必要がある。

なお、児童福祉法第33条に基づく児童の委託一時保護の場合には、もはや警察官職務執行法第3条の保護ではないから、24時間を超えても許可状を必要としない。

10 簡易裁判所に対する通知（第13条関係）

簡易裁判所に対する通知は、警察官職務執行法第3条第5項及び法第3条第4項に基づいて行うのであるが、この通知は、保護室における保護のみでなく、この規程の対象となるすべての保護について行うこと。

11 一時保護等の準用（第27条関係）

この規程は、本来警察官職務執行法及び法に基づく保護を対象としてその取扱いを定めたものであるが、第27条に定める一時保護等（児童の一時委託保護、少年の緊急同行及び少年院等からの逃走者の連れ戻しの場合における保護）については、その性格が留置ではなく、むしろ保護に近いので、本規程を準用すること。

なお、第27条に定める一時保護等の場合においても、保護取扱簿に記録することにな

るので留意すること。